

学校いじめ防止基本方針

大阪府立桃谷高等学校・定時制の課程
(多部制単位制Ⅰ・Ⅱ部)
平成26年1月31日 施行
平成29年4月3日 改訂
平成30年6月1日 改訂

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの心身の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観・指導観に立ち、指導することが重要となる。

本校では、「生徒の自尊心を回復し社会性の向上を図る取組み及び人権教育の確立」を教育目標の一つとしており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識を持ち、互いに違いを認め合い、安全に安心して学べることができるよう、ここに「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、web上やSNS等を通じて行われる誹謗中傷や嫌がらせ 等

3. いじめ防止のための組織

いじめについて、専門の組織を設置し、学校が組織的に対応することによって、特定の教職員が問題を抱え込まず、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、スクールカウンセラー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

(1) 名 称 ; 「いじめ対策委員会」

(2) 構成員 ; 校長、教頭、首席、生徒保健部長、総括担任、養護教諭、支援教育コーディネーター、
人権主担

※その他関係する教職員、SC、SSW 等を、事象に応じて構成員とすることができる。

(3) 役 割

ア) 未然防止

- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ) 早期発見・事案対処

- ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

- ・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

- ・ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

- ・ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ) 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

- ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

- ・ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む）

4. 年間計画

本基本方針に関連する取組みは、以下のとおりである。

前		期	
月	1年次	2年次以上	学校全体
4	○学校いじめ防止基本方針の内容を生徒・保護者へ周知 ○高校生活支援カード・新入生アンケートによって把握された生徒状況の集約 ○学校生活と人権に関するアンケート実施	○学校いじめ防止基本方針の内容を生徒・保護者へ周知	○第1回委員会(年間計画の確認、問題行動調査結果を共有)
5	○人権LHR	○人権LHR	○「学校いじめ防止基本方針」のHP更新
6	○体育祭 ○前期授業参観 ○前期保護者懇談(家庭での様子の把握) ○アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	○体育祭 ○前期授業参観 ○前期保護者懇談(家庭での様子の把握) ○アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	○教職員間による公開授業月間(わかる授業づくりの推進) ○アンケート回収箱の設置
7	○不登校・全欠生徒への家庭訪問 ○中学校・高校訪問	○不登校・全欠生徒への家庭訪問 ○中学校・高校訪問	○第2回委員会(進捗確認) ○前期のいじめ状況調査
8			○教職員人権侵害防止研修
9			○新着任・新担任人権研修
後		期	
月	1年次	2年次以上	学校全体
10	○学校いじめ防止基本方針の内容を生徒・保護者へ周知 ○高校生活支援カード・新入生アンケートによって把握された生徒状況の集約 ○校外学習	○学校いじめ防止基本方針の内容を生徒・保護者へ周知 ○校外学習	○教職員間による公開授業月間(わかる授業づくりの推進)
11	○文化祭 ○いじめアンケート実施 ○不登校・全欠生徒への家庭訪問 ○中学校・高校訪問	○文化祭 ○いじめアンケート実施 ○不登校・全欠生徒への家庭訪問 ○中学校・高校訪問	○第3回委員会(状況報告と取組みの検証)
12	○人権LHR(フィールドワーク) ○後期授業参観 ○後期保護者懇談(家庭での様子の把握) ○アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	人権LHR ○後期授業参観 ○後期保護者懇談(家庭での様子の把握) ○アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	○教職員人権研修 ○アンケート回収箱の設置
1			
2			○第4回委員会(年間の取組みの検証)
3			

5. 取組状況の把握と検証(PDCA)

いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。また、いじめ対策委員会を、各期2回(年4回)開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

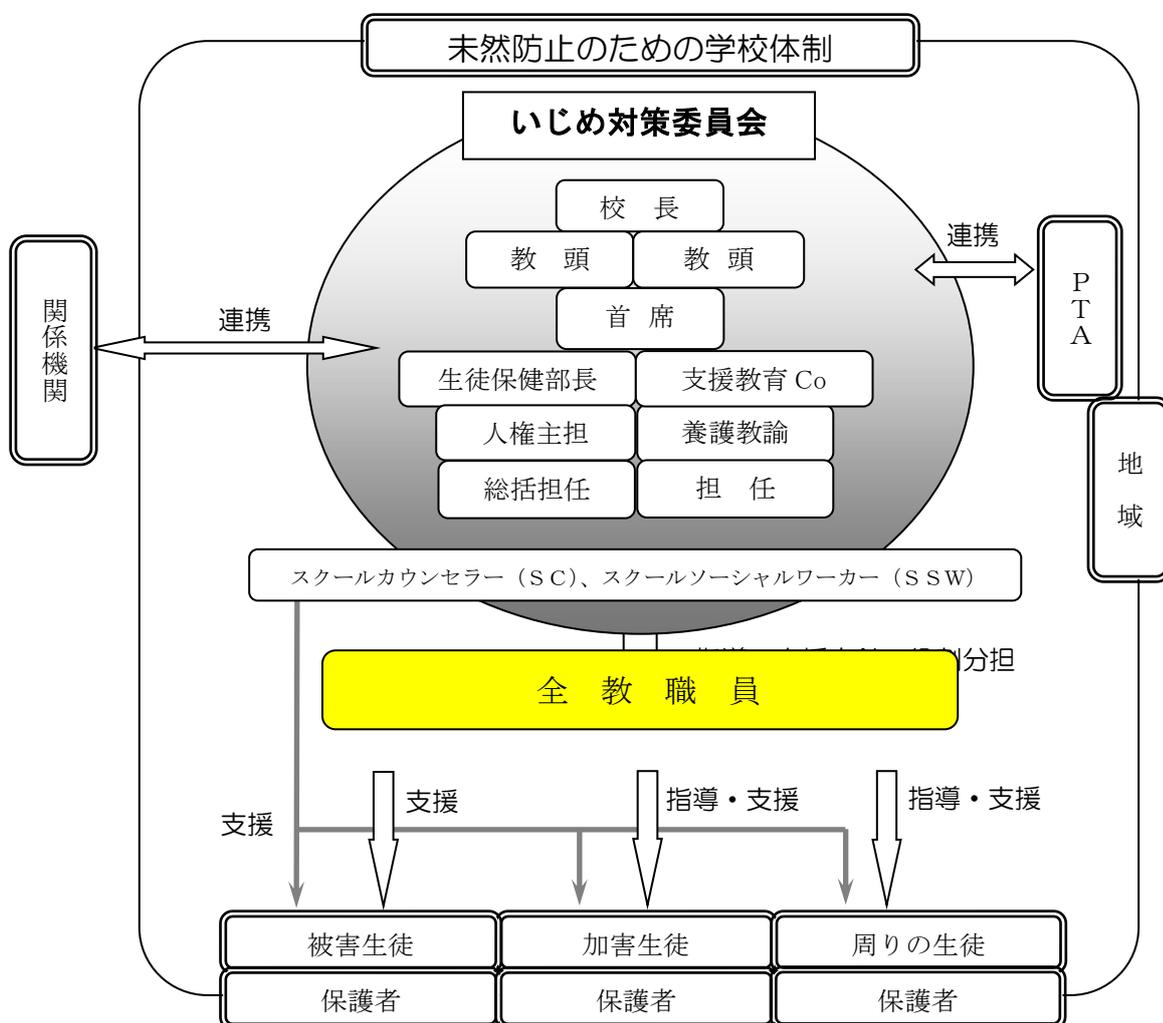
第2章 いじめ防止

1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神に満ちた環境であることが求められる。それを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科・特別活動・総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

いじめの未然防止に全教職員が取り組む体制を以下に示す。



いじめの未然防止の基本となるのは、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができ、授業に主体的に参加できるような学校作りを行っていくことである。

また、生徒の行動の把握、定期的なアンケート調査、生徒の出欠確認、家庭連絡などにより、未然防止の取組が効果を上げているかどうかを検証する。さらに、どのような改善を行うのか定期的に検討する。このように PDCA サイクルに基づく取組を継続することが大切である。

2. いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、校内研修や職員会議で周知する。教職員が常に生徒情報を共有できる環境をつくり、一人の生徒に対して多くの教職員が関わる。また、本校 Web サイトやメールマガジン、配布物や校内掲示等を用いて、相談窓口の明確化と周知徹底を図る。
- (2) いじめ事象防止のために自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てること。
- (3) すべての生徒が安心して学校生活を送れるよう、担任はクラスの人間関係や個人の背景を可能な限り把握するように努める。加えて授業担当者も受講生徒の状況把握に努め、教職員間で共有するように努める。
- (4) 社会性や自己有用感・自己肯定感を育むために授業・学校行事等を充実させる。
- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、ホームルーム活動等の充実を図る。

第3章 早期発見

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、大人が気付きにくい形で行われたり、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり訴えたりすることが難しい状況にある生徒がいじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化・深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、担任は SHR や普段の生活で、教科担当者は毎回の授業において生徒と積極的にコミュニケーションをとることで情報収集する。また、その情報を教職員が積極的に共有できるよう、教職員間で話しやすい雰囲気の日頃から作っておく。

2. いじめの早期発見のための措置

実態把握の方法として、日頃から生徒が安心して相談できる人間関係を構築し、相談しやすい雰囲気をもった学校をつくる。そのため以下のことに取り組む。

- (1) 日頃より担任や教科担当、養護教諭、部活動顧問、その他教職員が生徒と関わっていくなかで、生徒間の人間関係の把握に努め、個々の生徒の言動の変化を的確に捉えることを心がける。生徒が示す小さな変化や危険信号に気付いた際は速やかな情報共有に努める。生徒に関わる情報交換については、教職員間で常日頃から密に行うように努め、必要が生じた場合には、適切な校内組織を活用して迅速に対応できる体制を整える。
- (2) 実態把握の方法としては、4月に全校生徒を対象に、「人権に関するアンケート」を、6月・12月には「安全で安心な学校生活を過ごすために」のアンケートを人権委員会が実施する。また、11月には「いじめに関するアンケート」をいじめ対策委員会が実施する。
- (3) 保護者と連携して生徒を見守るため、保護者懇談や家庭訪問等を活用するとともに、日頃からの連絡を密にすることで信頼関係の構築に努める。

- (4) 生徒、その保護者等が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、担任やスクールカウンセラーとの個人面談、その他相談窓口の周知徹底等を行う。
- (5) 学校評価に関するアンケート（学校教育自己診断）結果や学校協議会からの意見等をふまえ、「いじめ防止」のための取組みが適切に機能しているかなどについて、いじめ防止委員会が定期的に体制の点検を行う。
- (6) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、個人情報保護の観点に留意しつつ関係機関との連携を図り、必要な情報の提供や収集を行う。

第4章 いじめに対する考え方と基本的な対応について

1. 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。「観衆」や「傍観者」である生徒にも自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であることを生徒一人ひとりに啓発し、自覚させることが重要である。

そのような、当該事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、これらの事象を教訓とし、教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2. いじめ事象発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめ事象の疑いがある場合、ささいな兆候であっても、疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめ事象と疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を制止する。また、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴するとともに、その際いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、安心して学校生活を送ることができるよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに首席・総括担任・人権主担・分掌長等に報告し、いじめ対策委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接面会し、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

3. いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめられた生徒に対しては「あなたが悪いのではない」ということをはっきり伝え、自尊感情を回復するよう努力をする。その上で、いじめられた生徒が落ち着いて話ができるような環境を整え、事実関係の聴取を行う。
- (2) いじめた生徒の別室指導などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、SC、SSW等の協力を得て対応を行う。
- (3) いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な観察を行い、必要な支援を行う。

4. いじめた生徒への指導又はその保護者への支援

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からもいじめに関わったとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。その聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。また、いじめたとされる生徒のいじめられた経験（被害体験）の有無等個人的背景についても配慮して聴取を行う。
- (2) 事実関係を聴取した後は迅速に、いじめた生徒の保護者に協力を求めるとともに、継続的な支援を行う。
- (3) いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命・身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題等、いじめの背景にも注意を払い、当該生徒が安心して学校生活を送れるように配慮する。
その指導にあたり、学校は、教職員が連携し、必要に応じてSC、SSW等の協力を得て、組織的に、いじめ事象の停止と、その再発を防止する措置をとる。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
また、同調したりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める要因となることを理解させるようにする。
「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓とするとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、加害生徒への対応を考える。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、SC、SSW等とも連携する。

体育祭や文化祭・校外学習等は、生徒が人間関係の作り方・築き方を学ぶ絶好の機会ととらえ、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6. ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存する。その後、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、被害生徒のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、被害にあった生徒の意向を尊重し、削除要請等の必要な措置をとるとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること
被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（相当の期間：少なくとも3か月を目安とする）。
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察を行う。